

会 議 等 結 果 報 告 書

会議区分	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">会 議</div> ・ 打合せ ・ 協 議	文書番号	2 9 9 8
		決裁期日	平成30年 1月15日
名 称	平成29年度第1回安平町町民自治推進委員会		
日 時	平成29年8月1日 午前・ <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">午後</div> 18時30分～20時15分		
場 所	安平町役場早来庁舎2階会議室		
会議概要	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 開会</p> <p>* 委員19名中、14名の出席があり、条例第5条の会議開催条件を満たすことを確認。</p> <p>【副町長挨拶】</p> <p>* 副町長の村井でございます。本日は、ご出席を賜りありがとうございます。また、後ほど委嘱状を交付させていただきますが、皆様には委員就任につきまして、快くお引き受けいただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。</p> <p>* さて、この町民自治推進委員会ではありますが、「まちづくり基本条例や町民参画手続の調査審議」を役割としている委員会でございます。本日の会議から、「第2期目」の委員会活動がスタートすることになります。「安平町まちづくり基本条例」は、平成25年12月議会において議決されるまでの約3年間、町民委員の丁寧な策定作業を経た条例でございます。</p> <p>* 昨年度まで行ってきた第1期目の町民自治推進委員会では、このまちづくり基本条例の第2章から第3章の情報共有と町民参画の部分を中心に調査審議がなされ、第1期目の総括として、提言書も提出していただきました。現在、役場内部において、いただいた提言書を踏まえて実施に向けた細部検討を行っているところでございます。</p> <p>* 第2期目については、第4章の「協働と連携協力」の部分を中心に調査審議していく予定であると聞いておりますが、まちづくり基本条例に基づく「地域の担い手づくり」の施策が有効に行われているか、また、地域サポート制度に代表される「町と自治会・町内会の連携」を図る取組が有効に行われているか、さらには、合併後の4地区の「地域間連携」を図る施策が行われているか、といった内容を調査審議していくことになろうかと思っております。</p> <p>* 委員の中には、自治会・町内会の役員の方、あるいは各種団体の活動に関わっていらっしゃる方も多いと思いますので、日々のご経験と照らし合わせながら、まちづくり基本条例が形骸化していないか、調査審議していただければと思うところです。</p> <p>* 今回は新任の方が1名いらっしゃいますが、なにぶん、数ある安平町の条例の中でも、まちづくり基本条例は「最高規範と言える憲法的な存在」であることから、テーマが広範で難解な面もあるかと存じますが、ゆっくりと理解を深めていただければ幸いです。これから2年間、よろしくお願いいたします。</p> <p>2. 委嘱状の交付</p> <p>* 出席者に委嘱状を交付。（欠席者は後日郵送）</p> </div>		

3. (1) 委員長及び副委員長の選出について

- * 立候補や他薦の声は無く、事務局より予め打診していた方を紹介し、全会了承。
委員長… 竹内 亨 氏 副委員長… 須貝政敏 氏

【就任の挨拶】

委員長：皆さん、こんばんは。少し開始時間に遅れてしまい申し訳ございませんでした。今回から新しい任期となりますが、2期目についても皆様の特段のご協力をいただきながら、会を進めていけるように、副委員長とともに頑張っていきたいと思っているところでございます。何卒、よろしくお願い申し上げます。

副委員長：会長の補佐ということで、委員長の方が一のときに助けになればと思っております。皆さんのご協力の下やっていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

3. (2) まちづくり基本条例と関連条例、委員の役割について

- * 担当の高橋からご説明をさせていただきます。再任の方は2年前の繰り返しになるところが多くなりますが、再確認ということでお聞きいただければと存じます。説明には会議のレジュメのほか、2年前にもお配りした「安平町まちづくり基本条例ダイジェスト版」も使っていきたいと思っております。

【レジュメ2ページ、ダイジェスト版8ページ】

- * 委員の役割を理解していただくときに、まちづくり基本条例とその関連条例の体系や概要を理解していただく必要があります。これをレジュメ2ページ目で説明しています。

- * まず、最も根幹となる条例が「まちづくり基本条例」であり、安平町の憲法的な位置づけとしており、行政・町民・議会のそれぞれの役割、みんなが参加してまちづくりを進めるためのルールを規定しているものになります。まちづくり基本条例の究極の目的は、ダイジェスト版8ページにも書いてあるとおり、「自ら考え行動する町民自治を実現」するということに置かれています。「基本」という名称がついているように、その他の関連条例の制定根拠になっている根幹の条例であるということをご理解いただければと思います。

- * 次に、この基本条例にぶら下がる4つの関連条例についてご説明していきますが、一つ目は、基本条例の第12条に基づいて制定されている「町民参画推進条例」があります。この条例は、まちづくりへの町民参画と協働に向け、行政が実施する施策のうち、町民生活に大きく関連するものを企画・計画する場合に、事前に町民が参画し、意見や提案が行えるということを制度化した条例となっています。わかりやすいように、誤解を恐れず端的に言い換えると、「重要なことについては、行政は決定する前に一般町民に意見を聞くこと」を規定している条例です。ではどんなものが重要なのか、という判断基準もこの条例に規定されていますが、それについてはダイジェスト版をご覧ください、ここの説明は省略します。

- * 次の関連条例として、基本条例第13条に基づく「住民投票条例」があります。町の将来を左右するような特に重要な決定に関して、直接町民の意思を投票で確認することができるようにしている制度で、いつでも住民投票が行えるように常設型の条例にしているというのが特徴です。こちらも端的に言い換えれば、議会で決定する前に、投票によってはっきりと町民が意思表示できるという制度になっています。

- * 3つめの関連条例として、基本条例31条に基づく「議会基本条例」があります。町民の代表として議員の職があり、議会があるわけですが、それらを町民に身近に感じてもらい、存在感のある議会を目指して、議会の運営や議員が行うべきことなどの基本的事

項を定めている条例になります。

* そして関連条例の4つめが「町民自治推進委員会条例」となっており、委員の皆さんの存在根拠となっている条例です。まちづくり基本条例と町民参画推進条例、この2つの条例が制定後もきちんと運用されているか、修正するべきところはないかなど、運用状況を確認することが役割になっています。具体的には、レジュメ2ページの下段②に例示していますが、「基本条例の運用状況のチェック」については、条例で定められているとおりに行政はきちんと運用しているかという観点、あるいは、条例ではこのように定められてはいるものの、その内容は町民生活の実態には合っていないから見直したほうがいいのか、というような観点で見えていただくのが役割になっています。もう一つの役割である「町民参画推進条例の実施状況のチェック」については、本日の会議の後半の内容でもありますが、行政では条例に定められた基準に沿って町民参画手続を選択・判断しているわけですが、例えば、この案件では行政はパブリックコメントという方法で町民意見を聞いているけれども、もっと丁寧に町民説明会を開催して意見交換をするべきものだったんじゃないかですとか、そういったチェックも役割となります。こうした委員の役割については、ダイジェスト版の24ページに条例原文がありますので、そちらもご一読いただければと思います。

* なお、今回のレジュメには掲載しておりませんが、会議出席に対する委員報酬として、委員長に3,500円、その他の委員に3,000円をお渡しいたします。また、開催場所からお住まいの地域までの距離に応じて、費用弁償という交通費相当額をお渡しいたします。以上でまちづくり基本条例と関連条例、委員の役割についての説明を終わります。

【質疑応答】

特になし

3. (3) まちづくり基本条例に基づく施策・事業について

* 前段で委員の役割は2つあることを説明しましたが、ここでは1つめの「基本条例の運用状況のチェック」という部分について取り上げていきたいと思います。チェックをするにも、まちづくり基本条例がどのような具体的な章立てをされていて、それにぶら下がる事業はどんなことを実施しているのかということを含んでいないと難しいと思いますので、レジュメ3ページとダイジェスト版7ページを用いながら、理解を深めていければと思います。なお、このコマの後半では、委員の皆さんに意見や感想を少しの時間で意見交換していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【レジュメ3ページ、ダイジェスト版7ページ】

* 前段では、まちづくり基本条例が究極的に目指すところは、「自ら考え行動する町民自治を実現する」というところだご説明いたしました。まちづくり基本条例には、それを実現するために必要なことを章立てしています。第2章 情報公開と共有、第4章 協働と連携協力などが町民自治の実現のために必要なこととして章立てされているという意味です。

* さらに、章立てされた必要なことを具現化するために取り組んでいる個別事業がレジュメ3ページに列記している内容となります。例として紹介すると、第2章の情報公開と共有にぶら下がる事業として、基本条例を制定する前から実施しているものもあれば、町のホームページのように、よりターゲットとなる人に見ていただきやすいように、町民向けのページと町外者向けのページを分けるなど、リニューアルを最近になって実施したものもあります。レジュメに下線を引いている「審議会等の会議録の積極的公表」と「職員マニュアルにおける標準スケジュールの例示追加」の2つは、第1期の町民自治推進委員会からのご意見や議論を通じて提出された提言書に書かれていた内容です。準備中と書いており、まだ実施までに至っていませんが、役場内部で協議を進めているところです。「職員マニュアルにおける標準スケジュールの例示追加」とだけ聞い

でもイメージしにくいと思いますので補足しますと、「第3章 町民参画の推進」をするためには、その案件を担当する職員が、どうしたら効果的に町民の方々から意見や参画を得られるかという最初の段取り力が大事になってきますので、その段取り力を底上げするために職員マニュアルを厚くするというのが、この内容になります。

* 第1期の町民自治推進委員会では、基本条例の第2章と第3章を中心に取り扱いましたが、副町長の冒頭の挨拶にもあったとおり、第4章の「協働と連携協力」の部分を中心に調査審議していく予定です。第4章にぶら下がっている事業を見てみますと、地域サポート制度の実施やふるさと納税を活用した交付金制度の創設などがあります。

* それでは早速、第4章の「協働と連携協力」について、少し委員間で意見交換をしていただきたいと思いますのですが、何をキーワードにして話すかをご説明します。ダイジェスト版7ページに第4章の7項目が書かれていますが、こうしたキーワードを基に大きな観点から、日頃からもっとこうなればいいのを感じていらっしゃることを意見や感想を述べていただきたいと思います。あるいは、先ほどもレジュメ3ページで紹介した第4章の個別事業、例えば「地域サポート制度」についてこう思っているんだ、というようなご意見やご感想を意見交換していただきたいと思います。繰り返しますが、大きなテーマや観点からでも構いませんし、個別の事業についても構いません。意見交換を通じて、委員の皆さんの関心事や個別事業に対するお考えを探っていければと思っています。

* 小グループに分かれる前に、1～2人にお手伝いをお願いしたいと思います。〇〇委員の自治会では、地域サポート制度を活用して職員を派遣していますが、この制度を活用しての自治会の状況の変化ですとかご感想についてお話いただけないでしょうか。

委 員：具体的なわかりやすい成果としてはこれからかなと思っています。私の自治会では問題をいくつか抱えていまして、現在行っている取組や事業というものを見直していこうという時期にありまして役員会協議を重ねているところです。すでに派遣していただくことになっていますけれども、この地域サポート制度をどう効果的に利用させてもらうかというのも課題になっていますので、もう少し成果などをお話するには早いかなという状況です。

* もうお一人、お手伝いをお願いしたいと思います。〇〇委員の町内会にも職員を地域サポート制度で派遣していると思いますが、制度を活用されてのご感想など、どのようにお感じになっていますか。

委 員：派遣いただいている職員については、もともと町内会の総務部の一員として関わってくれていたもので、何か大きな変化があったということはありません。職員の方にはますますがんばっていただきたいと思っていますし、この制度を活用することで、より町ともつながりを太くできているとも思っているの、いい制度だと思っています。

* ご協力ありがとうございました。お二人には意見交換の例として「地域サポート制度」についてご感想などをお話いただきました。これからは、5人程度の小グループに分かれていただき、職員がお話の促進役として入りますので、大きな観点からでも、個別事業についても結構ですので、第4章に関することをご自身がお感じになっていることを意見交換していただきたいと思います。

～～～ 意見交換 ～～～

【小グループでの意見等要旨】

◇地域サポート制度について

- ・職員と地域住民が互いに顔が見えることが大事であり、良い取り組み。

- ・農村部では会員数も少なく、役員不足も顕著である。側面的なサポートではなく、しっかりと地域の中に入ってサポートをしてほしい。
- ・地域の中に入ってサポートするものの一つとして、例えば自主防災組織の関係。自主防災組織をつくれというのが、役員数・会員数が少なく会計業務や事務などの負担が重いというのが正直な話。
- ・地域サポート制度がどういった内容のサポートをしてくれるのか委員本人もわからないし、知られていないのでは。大まかなところから、具体的ところまで説明がもう少しほしい。事例などがあればわかりやすい。
- ・自治会連合会においても地域サポート制度を導入できないか。

◇自主防災組織について（「町と自治会・地域活動団体との連携」関連）

- ・防災の組織を作れという話があるが、実際、災害があったときのサポートとか、職員がどのように動くとかの具体的な情報をもう少し開示してほしい。
- ・前回の地震のときに、職員は緊急的に集まったようだが、我々はどこに連絡して誰に言えばいいのかわからない。我々も1カ月前に農協でも防災組織を作ろうとしたが、必ずしも地元に住んでない職員もいる。結局、地元には誰がいて、誰に連絡をするというのをいち早くやるためのきちっとした連絡体制を確立して欲しい。どうも防災組織を作れ、金をあげますよというわりには、作った後の次の一手が全然見えてこない。遠浅地区では、自衛隊にお願いしながら宿泊型の防災訓練をやるなど良い事例があるのだから、上手に町はリードして欲しい。

◇まちづくり事業支援交付金など、町の支援制度や取り組みについて

- ・自治会役員などは知っているが、役員以外や若い世代はあまり制度を知らないというのが正直なところ。一部の人しか支援制度を知らないということもあり、チグハグ感を感じる。
- ・まちづくり事業支援交付金というのは初めて知った。こんな事業があるのだったら、もっと自分で考えて自分で動く町民が出てくるのでは。交付金制度のPRを何回もやったらどうか。あびらチャンネルの普及も含めて全体的にPR不足の印象。

◇地域の交流について

- ・自治会町内会単位でみても、近所づきあい程度。ただ、自治会町内会では、サロンやお茶会などの取り組みを行っているところもある。
- ・一人暮らしのお年寄りをサポートする活動が自治会内でも行われているが、そういったところに光を当てるといようなことも考えていかなきゃならない。
- ・地域間（追分、安平、早来、遠浅）という視点での交流については、事業を行っても人が集まっていないというのが正直な感想。ただ、同じ目的や趣味（パークゴルフやサークルなど）を通じた地域間、町内での交流は行われており、そういった交流であれば人も集まるし、互いに顔を合わせる回数を重ねることで徐々に顔見知りになってくるものだと思う。

◇全般的な事項

- ・地域によっては、分譲地への転入や牧場関係もあり若い世代が多い地区もあり、若い世代と年配者との間に距離感が生まれている感じもある。
- ・議会の前に町民の方から地域的な話題や声を拾って、議会での話題にして欲しい。
- ・役員も集まらない、人も集まらないとお感じになられているずっと町民の方もいらっしゃるようだが、以前札幌に住んでいたのが札幌と比較すると、この町にきて自治会活動というのはやりやすいなと感じる。人も比較的集まるし、やりやすいなという印象。せっかくなので、そのコミュニティを活かして何かやれないかと思う。
- ・市街化区域・市街化調整区域について、追分地区・早来地区で旧町の区域を引き継いでいるが、合併したのだから、そこも合わせていくべき。（線引きがある地域、ない地域を統一できないのかという指摘。）

・自治会、町内会、農事組合といろいろあるが、現在は大きな違いはないはずなので、町民自治を目指すならこの地域も「自治会」に統一しては。

* ありがとうございます。今回いただいたご意見やご感想は、本日から始まる第2期の委員会において、具体的に第4章のどこの部分の議論を深めていくかのあたりをつけたという思いで、委員の皆さんの関心事や日々感じていることをお聞かせいただきました。次回以降の話題検討に活用させていただきたいと思います。

* なお、次回の会議では、安平町に近いまちづくり基本条例を持っている自治体で、上手に運用しているところを探してみ、できれば、その自治体の職員に来ていただいてお話を伺ってみたいと考えています。

【質疑応答】

特になし

3. (4) 町民参画推進条例に基づく町民参画手続の実施状況について

* 最後の議題になります。昨年度1年間の町民参画手続の実績、それから今年度6月末までの実績をご報告させていただき、委員の役割の2つめである「町民参画推進条例の実施状況のチェック」をしていただきたいと思いますと思っております。

【レジュメ4～8ページ、ダイジェスト版の18～19ページ】

* まずは、ダイジェスト版の18ページをご覧ください。こちらには、町民参画推進条例に定められている基準が掲載されています。これをもとに実績一覧と突合せながらチェックをしていただければと思います。

* 簡単に触れていきますが、一つ目は、「総合計画及び町の基本的政策を定める計画等の策定又は変更」という基準で、町の大きな方向性を定めた計画、代表的なものを言えば、安平町総合計画をはじめ、安平町地域防災計画、安平町都市計画マスタープラン、安平町地域福祉総合計画などの計画を策定又は変更するときは議会にかける前に町民参画の機会を設けることになっています。実際に、平成28年度は、平成29年度からスタートした第2次安平町総合計画の策定年度でしたが、様々な町民参画機会を設けました。レジュメ4ページ以降の実績一覧をご覧くださいと思いますが、町民説明会、ワークショップ形式による町民まちづくり会議、団体との意見交換会、専門的に検討する未来創生委員会といった機会を設けており、どれくらいの町民が策定までに関わったかわかる一覧になっています。

* 二つ目の基準が「町政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃」というもので、委員の皆さんが主に検討するまちづくり基本条例や町民参画推進条例を改廃するときは町民参画の機会を設けなさいという規定になっています。個別事業の実施に関わる条例というよりは、もっと大きな町の全体に関わってくる条例の制定や改廃が対象になります。

* 三つ目の基準は、「町民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃」というもので、一言で言うと、規制や罰則、許認可について定める条例に関しては、町民参画の機会を設けるといえるものです。

* 四つ目ですが、「大規模な町の施設の設置に係る計画等の策定又は変更」というもので、概ね5億円を超えるような事業を実施する場合は、実施決定の前に町民参画の機会を設けるといえるものです。

* 五つ目は、「町民生活に重大な影響を及ぼす施策の決定」というものですが、これだけ

ですと曖昧さを感じるかもしれませんが、具体例にも挙がっているとおり、施設の統廃合ですとか、地域公共交通の再編といったものが想定されています。ちょうど、平成 29 年の 5 月に地域公共交通網形成計画というこの町の公共交通の今後 5 か年の方針などを定めた計画を策定しましたが、その策定作業の中でも、商店街に立ってアンケートを実施したり、バスに乗って乗降調査を実施したり、老人クラブに足を運んで意見をお聞きしたりと、様々な方法で町民の方々の声を吸い上げようとして行ってきました。こちらの実績一覧に掲載されていますので、ご確認をいただければと思います。

* 六つ目に、町長が特に必要と認める事項というのがありますが、5つの基準に合致はしないけれども必要であると認める場合には、町民参画の機会を設けることができる規定になっています。

* 例外もございます。ダイジェスト版 19 ページの上段に町民参画手続の適用対象外の基準が書かれています。これら条例第 6 条第 2 項の 5 つの条件に合致する場合は町民参画手続を省略してもよいという規定になっています。もちろん該当しても町民参画機会を設けても構いません。軽易なもの、法令の規定に基づくもの、町の内部事務処理に関するもの、この 3 つについてはわかりやすいと思います。残り 2 つを少し補足しながら説明したいと思いますが、税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものについては、地方自治法第 74 条第 1 項の例に従い、自治体の財政的基盤を危うくするものであることから、町民参画についても対象から除く取扱いとしています。最後の一つですが、緊急に行う必要があり町民参画の機会を設ける暇が無いものについては、手続を省略できることになっていますが、この場合は町民自治推進委員会に報告するとともに、緊急に行う必要があると判断した理由を町広報紙などで公表することになっています。

* ではようやく基準の説明を終わりました、平成 28 年度から 29 年度の 6 月まで、どのような実績があったかを見ていきたいと思います。レジュメ 4 ページ以降をご覧ください。新任の方には申し訳ございませんが、全てをご紹介するのはかなりの時間を必要とするので、前回会議後の実績のうち、説明が必要な案件をピックアップしてご説明いたします。

【レジュメ 7 ページ (7) No.8～10】

* 前段で説明いたしました条例第 6 条第 2 項の理由により町民参画を実施しなかったものを 7 ページ (7) に 10 件掲載していますが、No.8～10 の 3 つについて触れたいと思います。

* No.8 の安平町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてですが、通称「過疎計画」と言っているこの計画は、町民参画が必要な基準の一つ目にも例示されているように、町の基本的政策を定める計画の一つに該当します。しかしながら、町民参画を実施していないという欄に実績を掲載している理由は、この過疎計画の変更の内容が、平成 28 年度に策定した安平町公共施設等総合管理計画を過疎計画の中に関係性を位置づけるための軽易な追記を行うだけの変更であるため、条例第 6 条第 2 項の軽易なものに該当するというので、町民参画の対象外と判断しています。なお、安平町公共施設等総合管理計画そのものについては、レジュメ 6 ページの No.12 に掲載しておりますが、安平町行政改革推進委員会というところに意見を求める町民参画機会を設けています。

* 続いてレジュメ 7 ページの No.9～10 については、国保税条例や町税条例の改正となっておりますが、これは条例第 6 条第 2 項の税や金銭徴収に関するものですので、町民参画機会を設けずに決定の手続を進めたものとなります。

* なお、レジュメ 7 ページの最下段にも書いていますが、町民参画機会を設けず緊急に行う必要があった案件は、平成 28 年度は 1 件もございませんでした。

* 平成 29 年度の実績ですが、6 月末までに 1 件だけございまして、安平公民館の整備に

関する地域説明会が行われています。安平公民館の整備が29年度に行われるにあたって、28年度に引き続き安平地区を対象に地域説明会を実施したというものです。27名の方が参加されています。

* 今後の実績については次の会議でご報告いたしますので、その都度、基準に沿って適切に運用されているかというところを委員の皆さんにはチェックをお願いしたいと思います。

【質疑応答】

特になし

4. その他

事務局：1点だけ委員の皆さんに確認があります。今回は第1期の例に倣って、18時30分から開催いたしましたが、これまでどおり18時30分からは皆さんはご都合がよろしいでしょうか。新任の委員はいかがでしょうか。

委員：18時30分で特に問題はありません。

委員長：仕事をされている方は遅いほうがいいんでしょうけれども、18時か18時30分からというところでしょうか。何かお声はありませんか。

委員：ワークショップみたいに時間がかかるときは、少し早く始めて終わりがあまり遅くならないようにしてもらえるとありがたい。あまり案件がないときは、19時からが私はありがたい。

事務局：18時からという声にならずにいた方、19時からという声にならずにいた方もそれぞれいらっしゃいました。折衷案でこれまでどおり18時30分を基本にしたいと思いますが、会議内容のボリュームを加味して開始時間を変えることもあるということにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。ダイジェスト版の冊子は、毎回持参いただくようお願いいたします。

委員：今後も早来と追分を交互に開催する予定ですか。

事務局：そうですね。交互開催を基本にと思っておりましたが、合併して10年も過ぎたし、どちらかに固定して構わないというようなご意見などございますか。

委員長：開催場所は偏り無く、早来と追分の交互開催でいかがでしょうか。

事務局：わかりました。それでは交互開催とし、次回は早来地区で開催したいと思います。

委員：質問ですが、この会議は年間何回予定されていますか。

事務局：はい。最大で4回を予定しています。議会のある時期の前後に開催することになっていますが、今回も開催が遅れておりますので、開催回数が減ることもありますので、その場合はご容赦ください。

5. 閉会